

## 誓約書

登録国	登録番号	メーカー名	車名	車台番号
日本				

私の申請にかかり、日本自動車連盟から自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約ならびにこれに関する日本国法令に基づき、上記自動車（以下単に自動車といふ）付属部品を含む）について発行される通関手帳（カルネ）の交付をしていただく以上は、私は自動車の所有者としてまたは適法に所有者より委任を受けた代理人として、以下の事項につき同意のうえ並びに、同手帳の使用によって発生する債務についても、私あるいは保証人が連帯して全て履行いたします。

- カルネ名義人または保証人に対し、日本自動車連盟およびその関係団体より、カルネの使用に伴って外国税関当局より要求されることのある関税違約金、諸費用等の請求があった場合は、たちちに納付すること。
- カルネ名義人は日本自動車連盟の書面あるいはファックス通信による同意なくして、カルネに記載されている自動車を売買、貸与等の処分ならびに廃棄をしないこと。
- カルネが発行団体に返却されるまでは、自動車に対しいかなる変更も加えないこと。但し、日本自動車連盟の仲介によって税関当局の許可を事前に取得している時はこの限りではない。
- カルネ名義人は旅行しようとしている国々において、その国で旅行されている関税関係各法等に従ってカルネを使用する。カルネの保証のものに一時的輸入する国において、当該輸入にかかる用途以外にカルネを使用しないこと。
- カルネの保証のものに一時的輸入する自動車は、カルネの有効期間内あるいは訪問国の税関が許可した期間内に必ず輸出すること。また、カルネ使用後または有効期間満了後は、当該カルネに係る車両を日本へ持ち帰ること。
- カルネ名義人が日本自動車連盟の同意なくして以上の行為をした場合、カルネ名義人および保証人は日本自動車連盟が被る損害の一切を賠償するとともに、外国税関当局等から関税違約金等を請求される可能性を考慮して日本自動車連盟が適当と判断するまで担保を含む預り金の返却は行わないことに同意すること。
- カルネ名義人は、カルネあるいは自動車を盗難その他事故または没収によって亡失した場合は、その場所に拘わらず直ちに日本自動車連盟に通知するとともに、第三者がカルネあるいは自動車を使用的ることによって発生する日本自動車連盟の蒙る損害について理由の如何に拘わらずカルネ名義人および保証人が連帯してこれを賠償すること。
- カルネの有効期限の延長は、原則的に認められていないが、延長を申請する場合はカルネの有効期間が完了する一ヶ月前迄にカルネ名義人が訪問国の保証団体または税関に延長申請を行なう。また、この延長には日本自動車連盟および保証人の承認が必要であるので、名義人は保証人と連絡を密にし、名義人及び保証人は連絡先を明らかにしておくこと。
- カルネの有効期限の延長が完了したときは、カルネ名義人は遅滞なく当該カルネの表紙およびその裏面を FAX 等で日本自動車連盟に送付し、確認を受けること。
- カルネ名義人は、日本自動車連盟の書面あるいはファックス通信による同意なくしてカルネ申請時に提出した旅行計画書に記載されている訪問国を変更しないこと。訪問国を変更した場合、これによって発生する日本自動車連盟の蒙る被害一切についてカルネ名義人および保証人が連帯して賠償すること。
- カルネの継続発行については、日本自動車連盟が適当であると認めた時に限り発行され、その申請手続きおよびそれに係る全てのカルネの返却手続きについては日本自動車連盟の指示に従うこと。
- カルネ名義人はカルネ使用終了後または有効期間満了後3ヶ月以内にこれを日本自動車連盟に返却すること。
- カルネ名義人は、カルネ使用後に車両が日本に到着した時点で、カルネに記載されている車両の所在地証明用紙（カルネ内最終ページ）にその車両の所在を日本の税関によって英文で証明、検印してもらうこと。
- カルネ名義人が上記手続きを怠った場合には、カルネ名義人および保証人は、カルネを使用したことによって発生する全ての債務について責任を負い、これを連帯して履行し、かつ日本自動車連盟が蒙る損害一切についても連帯して賠償すること。
- 使用したカルネ記載の自動車に対しての債務が日本自動車連盟に担保として提出した現金または東京海上自動車火災保険株式会社へ申し込んだカルネ保証保険の保険金額または銀行保証書に記載されている最高保証額を超える場合は、カルネ名義人および保証人はその差額を日本自動車連盟からの請求後一ヶ月以内に連帯して支払うこと。
- カルネ名義人および保証人は、カルネ使用後あるいは返却後に日本自動車連盟から要求があった場合は、協力すること。
- カルネ発行申請者は、申請を行ったあとはいかなる場合においても発行に係る諸費用の支払いをし、その返還を要求しないこと。
- カルネ名義人および保証人ならびに保証書の発行人は、カルネ発行申請時に日本自動車連盟に提出した書類全てについて、理由の如何に拘わらず一切返却されないことに同意すること。特に銀行保証書については返却されないことについて銀行側の承諾を得ていること。尚、カルネ名義人は保証書の発行人に対して本誓約書を事前に提示すること。
- カルネ名義人および保証人は、自動車一時的輸入書類保証保険を東京海上自動車火災保険株式会社へ申し込んだ場合には、カルネ発行申請書および車両に関する記載ならびに本誓約書に記載した事項につき東京海上自動車火災保険株式会社からの閲覧の求めに応じて日本自動車連盟が開示することに同意していること。
- 訪問国の法改正等によりカルネが効力を有さなくなった場合については日本自動車連盟はその責を負わないこと。
- カルネ名義人は以下の記載事項を承諾すること。

- カルネについて関税違約金を免除されるため、又は調整手続き上必要とされるすべての処置をとるため、かつその実効を得るための全権を日本自動車連盟に委任すること。この全権は自動車をその登録されている国に返還するためのあるいは税関に引き渡す（このための諸費用は私が負担します）ため等の自動車の処分権限に及ぶものとする。
- 私が日本自動車連盟に支払うべき諸費用その他支払い金を、請求から一ヶ月以内に支払わない場合は、私の自動車もしくはそれに相当する物件、ならびに提出した担保の所有権を日本自動車連盟が取得し、その支払いに充てることができるものとする。
- 本件に関し紛争を生じた場合の管轄裁判所は社団法人日本自動車連盟本部の所在地の管轄裁判所とすること。
- カルネ発行ならびに使用の際に私が入力および署名を行ったあるいは提出した書類は、すべて真正なものであること。
- 私のこの誓約書の写し一部を捺印すること。

平成 年 月 日

カルネ名義人

住所 \_\_\_\_\_ 保証人 1 住所 \_\_\_\_\_

氏名（本人自署） \_\_\_\_\_（実印） 氏名（本人自署） \_\_\_\_\_（実印）

保証人 2

住所 \_\_\_\_\_

氏名（本人自署） \_\_\_\_\_（実印）

（注）通関手帳（カルネ）名義人が未成年の場合は親権者二名が署名捺印すること。親権者が一名の場合は、親権者一名が署名捺印すること。